

大野城市議会情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 大野城市議会情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、大野城市議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会の情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2)情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3)情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4)機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (5)完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (6)可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7)インターネット接続系 インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、次の各号に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1)不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2)情報資産の無断持ち出し、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3)地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び活動・業務の停止
- (4)大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5)電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(適用範囲)

第4条 この基本方針は、議会が保有する情報資産を取り扱う議員及び議会事務局職員（以下「議員等」という。）に適用する。ただし、大野城市情報セキュリティポリシ

一が適用される情報資産を取り扱うときは、大野城市情報セキュリティポリシーに従うものとする。

2 この基本方針は、次の各号に掲げる情報資産に適用する。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

3 前2項の規定に関わらず、この基本方針は議員活動の中で取得した情報資産には適用しない。

(議員及び議会事務局職員の遵守義務)

第5条 議員等及び委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、活動及び業務の遂行に当たって関係法令等及びこの基本方針を遵守する義務を負うものとする。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制 議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織を議会運営委員会とする。
- (2) 情報システム全体の強靱性の向上 インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を講じる。
- (3) 物理的セキュリティ対策 情報システムを設置する施設の管理については、物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等人的な対策を講じる。
- (5) 技術的セキュリティ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (6) 運用 情報システムの監視、この基本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、この基本方針の運用面の対策を講じるものとする。また、緊急事態が発生した際には迅速かつ適切に対応するための体制を整える。
- (7) 業務委託と外部サービスの利用 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結するとともに、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて、契約に基づき措置を講じる。外部サービスを利用する場合は、利用に係る規定を整備し対策を講じる。
- (8) 評価・見直し この基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。基本方針の見直しが必要な場合は、適宜、見直しを行う。

(情報セキュリティ監査及び点検の実施)

第7条 この基本方針が遵守されていることを検証するため、必要に応じて、議会運営委員会において情報セキュリティ監査及び点検を実施する。

(情報セキュリティ基本方針の見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び点検の結果、この基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要となった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、基本方針を見直す。